

長野市における

やむを得ない事由による入所措置（特養措置 老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号）の状況

措置年度別状況（介護保険制度導入後）

年度	措置開始	廃止 (死亡含)	年度内 最大値	年度末計
13	1	0	1	1
14	0	0	1	1
15	1	0	2	2
16	2	2	3	2
17	0	0	2	2
18	3	1	5	4
19	3	1	7	6

措置受託先別

( )内は特養ベット数

年度	広域連合施設				社会福 祉法人 A (50)	社会福 祉法人 B (30)	社会福 祉法人 C (104)	社会福 祉法人 D (54)
	甲荘 (70)	乙荘 (70)	丙荘 (84)	丁荘 (72)				
13				1				
14								
15						1		
16	1	1		1				
17						1		
18			1		1			1 1
19	1				1		1 1	
現計	2	1	1	0	2	0	0	0